

大牟田市男女共同参画推進条例

概要

男女が生き生きと暮らし
共に参画する
まちづくりへ



男女共同参画とは

「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって政治的、経済的、社会的及び文化的利益を均等に享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

(条例第2条)

「参画」という言葉は、単に参加するというだけでなく、方針の立案や決定などの意思決定への参加ということの意味します。

「男女共同参画」をやさしく表現すると、「男女がお互いを尊重しあい、職域、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮し、喜びや責任を分かち合うこと」ということができます。

条例を制定する理由

男女の人権が尊重され、共に生き生きと暮らせる地域社会をつくるため

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。日本でも、男女平等の実現に向けた取り組みは、女子差別撤廃条約などの国際的な動きと協調しながら、取り組まれてきました。男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法など、法整備も進んできています。

大牟田市でも、これまで、女性センターを拠点として、講演会や講座などの啓発活動、また意思決定の場への女性の登用促進などに取り組んできました。

しかしながら、社会の現状を見ると、まだまだ、「男だから…できる（できない）」「女だから…できる（できない）」などの性別による役割分担の思い込みや偏見、それに基づく差別的な取扱いが根強く残っており、男女共同参画社会を阻害する要因となっています。

また、団体活動の方針や政策を決める過程においても、男性の参画に比べて、まだまだ女性の参画は遅れています。

少子高齢化など、社会の変化に対応し、将来に向けて、豊かで活力ある大牟田をつくっていくためにも、男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

このような状況を踏まえて、市、市民及び事業者が、共通の理解の下、連携協力しながら、男女共同参画社会を実現することを目指し、この条例を制定しました。



大牟田市男女共同参画推進条例のしくみ

前文

目的

この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

定義

男女共同参画、積極的改善措置、市民、事業者

基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行についての配慮
3. 方針の立案・決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

責務

市

市民

事業者

教育に携わる者

基本的施策等

- ・ 男女共同参画計画
- ・ 施策の策定に当たっての配慮など

性別による差別的取扱い等の禁止

差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力の禁止

男女共同参画審議会

男女共同参画にかかわる苦情等の申出の処理

(男女共同参画推進委員の設置)
市の施策に対する苦情、性別による差別や人権侵害を受けたときの救済の申出

男女共同参画社会の形成へ

この条例全体の基本的考えとして、五つの理念を掲げています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。

男女の人権を大切にしていくことを基本として推進します。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性への暴力もなくしましょう。



2 社会における制度や慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、当該制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

制度や慣行の中には「男は仕事、女は家事・育児」といった男女の固定された役割分担意識により、男性または女性に中立ではないものもあります。男女共同参画社会の形成に向けて、それらについては見直していきましょう。

3 方針の立案及び決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

男女が社会のパートナーとして、市の政策や企業、団体活動などにおいて方針決定に共同で参画できる機会が確保されること、このことを大切に推進していきましょう。



4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域等の活動に対等に参画できること。

家事、育児や介護などの家庭生活を互いに協力し、仕事や地域活動などの他の活動もできるようにしましょう。

5 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して行われること。

国際社会における取組みを尊重しながら男女共同参画を推進していきましょう。



私たち、それぞれがやるべきこと(責務) —第4条～第7条—

市、市民、事業者、教育に携わる人が、それぞれの分野において、男女共同参画の社会づくりに向けて取り組むとともに、連携協力して進めることが求められます。

大牟田市の責務

第4条

- 1 男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり男女共同参画の推進のための取組みを積極的に行うとともに、男女共同参画推進施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施します。
- 2 男女共同参画推進施策を実施するための体制の整備、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとします。

市民の責務

第5条

- 1 男女共同参画に関する理解を深めるとともに、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり男女共同参画を推進するよう努めるものとします。
- 2 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとします。



事業者の責務

第6条

- 1 事業活動において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとします。
- 2 雇用する男女について、職業生活と家庭生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとします。
- 3 市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとします。

教育に携わる者の責務

第7条

男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとします。

性別による差別的取扱い・セクシュアルハラスメント・配偶者等からの暴力を禁止します

—第8条—

一人ひとりが個人として尊重されなければいけません。

- 1 職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはいけません。
- 2 セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反した性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応によりその個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはいけません。
- 3 すべて暴力は人権を侵害する行為であることを認識し、配偶者等の男女間において相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為（ドメスティック・バイオレンス）を行ってはいけません。



市の基本的な施策を定めました

—第9条～第19条—

第9条（男女共同参画計画）	男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（男女共同参画計画）を策定するものとします。
第10条（施策の策定に当たっての配慮）	施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画の推進に配慮しなければいけません。
第11条（市民及び事業者の理解を深めるための市の措置）	男女共同参画に関する理解を深めるための情報の提供、普及啓発などを行います。学校教育、社会教育等の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のために必要な措置を講じるものとします。
第12条（家庭生活における活動と他の活動との両立への支援）	家族を構成する男女が共に、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護などの家庭生活と職場、学校、地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとします。
第13条（地域活動等における男女共同参画に対する支援）	地域における団体等の活動において男女共同参画の推進が図られるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。
第14条（市民及び事業者の活動に対する支援）	市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する自主的な活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。
第15条（自営の分野における男女共同参画に対する支援）	自営の農林水産業及び商工業の分野において、方針の立案及び決定の場に男女が対等に参画できるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。
第16条（拠点の整備）	男女共同参画推進施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の取組みを支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとします。
第17条（政策の立案及び決定過程への男女共同参画）	政策の立案及び決定過程への男女共同参画を推進するため、市の委員並びに委員会、審議会などの構成については、男女の均衡を図るよう努めるものとします。
第18条（調査研究）	男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとします。
第19条（年次報告）	男女共同参画推進施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

男女共同参画にかかわる苦情や救済の申出ができます

苦情等の申出の処理のしくみ

—第20条～第30条—

このようなとき、申出をすることができます。

- 市の施策についての苦情の申出…市が行う男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるとき
- 救済の申出…市内において生じた性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因となる人権侵害を受けたとき

男女共同参画推進委員（市長が委嘱した専門家）

申出を受けて、その内容を調査します。
解決に向けて、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

**市の施策に対する
苦情等への対応**

推進委員は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認める場合は、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告を行うことができます。

**性別に関係する人権侵害等にか
かる救済の申出への対応**

- 関係者の協力を得た上で必要な調査を行います。
- 必要な場合は、関係者に対し、助言や支援を行います
- 救済の申出に係る状況を是正するため、市長からの改善のための要請を求めることができます。

結果を申出人に報告

大牟田市男女共同参画審議会を設置します

—第31条—

委員は、20人以内で構成し、男女のいずれか一方の委員数が、委員総数の10分の4未満にならないように構成します。

委員は次のことを行います。

- (1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について、調査審議し、意見を述べます。
- (2) 男女共同参画計画の策定又は変更について、市長に意見を述べます。
- (3) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況について、市長に意見を述べます。
- (4) そのほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べます。

男女共同参画のキーワード

◇男女共同参画社会 基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布・施行されました。

◇女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)

1979年12月、第34回国連総会において採択され、1981年9月に発効しました。2004年3月26日現在の締約国数は177カ国。我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

◇性別による固定的 役割分担

男性、女性という性別を理由として、「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」など、男性、女性の役割を固定的に決めることをいいます。

性別による固定的役割分担意識は、男女どちらにとっても個性や能力を発揮することを妨げる場合があります。

◇ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)とといいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を言及するものではなく、国際的にも使われています。

◇セクシュアル・ ハラスメント (性的嫌がらせ)

男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会」の報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」(平成16年3月)では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

◇ドメスティック・ バイオレンス

夫婦や恋人など親密な関係にある、またはそうであった相手から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には身体的なものだけではなく、心理的、経済的、性的な暴力まで含みますが、裁判所による保護命令等の対象となるのは身体的暴力に限定されています。通称：DV



男女共同参画推進の市シンボルマーク

問合せ先 **大牟田市 企画総務部男女共同参画推進室**

〒836-0862 福岡県大牟田市原山町13-3 (中央公民館内1階)

電話 0944 (43) 1015

F A X 0944 (56) 7456

Eメール danjokyoudou01@city.omuta.fukuoka.jp